

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第九号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の二」に改める。

第一章中第四条の次に次の二条を加える。

（保護者の責務）

第四条の二 保護者は、その保護監督する青少年を良好な環境の中で心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

第八条第一号中「六歳以上」を削り、「成人」を「成年」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 刀物類 刀物及びこれに類するもの（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類、学校その他の教育施設における学習に必要なもの及び日常生活において使用するものを除く。）をいう。

第九条第二項中「がん具刃物類の販売」を「がん具及びこれに類するもの（以下「がん具類」という。）の販売」に、「がん具刃物類の形状」を「がん具類の形状」に、「一に」を「いずれかに」に、「がん具刃物類を」を「がん具類を」に改め、同条に次の二項を加える。

3 刀物類の販売を業とする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に刀物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

第十条第一項中「又はがん具刃物類の」を「、がん具類又は刃物類の」に、「一に」を「いずれかに」に、「又はがん具刃物類で」を「、がん具類で」に、「を自動販売機」を「又は刃物類を自動販売機」に改める。

第十二条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「又はがん具刃物類」を「、がん具類」に、「が自動販売機」を「又は刃物類が自動販売機」に改める。

第十三条第二項中「同じ。」が「の下に「十ページ以上又は」を加え、「三分の一」を「十分の一」に改める。

第十四条の見出し中「有害がん具刃物類」を「有害がん具類等」に改め、同

条第一項中「がん具刃物類」を「がん具類」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「有害がん具刃物類」を「有害がん具類及び有害刃物類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「がん具刃物類の」を「がん具類又は刃物類の」に、「前項」を「第一項」に、「がん具刃物類の」を「がん具類（一に、「有害がん具刃物類」を「有害がん具類」に改め、「いう。」）の下に「又は前項の規定により指定された刃物類（以下「有害刃物類」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、刃物類の形状、構造又は機能が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該刃物類を青少年に有害な刃物類として指定することができる。

第十五条中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十五条の二の見出し及び同条第一項中「又はがん具刃物類」を「、がん具類又は刃物類」に改め、同条第二項中「又は有害がん具刃物類」を「、有害がん具類又は有害刃物類」に改める。

第十六条第一項中「又は有害がん具刃物類」を「、有害がん具類又は有害刃物類」に改め、同条第二項中「又はがん具刃物類」を「、がん具類又は刃物類」に改め、「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「又は有害がん具刃物類」を「、有害がん具類又は有害刃物類」に改め、同条第四項中「又は有害がん具刃物類」を「、有害がん具類又は有害刃物類」に改める。

第十八条の四第一項中「何人も」を「保護者は、ファイルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により」に改め、同条第二項中「（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前三項に規定する者以外の者は、青少年がインターネットを利用して、有害情報を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。

5 保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断力の育成が図られるように、教育及び啓発に努めなければならない。

第二十六条第一項第四号中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、

「がん具刃物類」を「がん具類又は有害な刃物類」に改める。

第二十七条中「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十八条第一項第四号中「がん具刃物類」を「がん具類又は刃物類」に改める。

第三十一条第五項第一号中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
目次		
第一章 総則（第一条—第四条の二）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）
第二章～第六章 略	第二章～第六章 略	第二章～第六章 略
附則	附則	附則
（保護者の責務）	（定義）	（定義）
第四条の二 保護者は、その保護監督する青少年を良好な環境の中で心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。	第八条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第八条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）	一 青少年 六歳以上十八歳未満の者（婚姻により成人に達したとみなされた者を除く。）	一 青少年 六歳以上十八歳未満の者（婚姻により成人に達したとみなされた者を除く。）
二～五 略	二～五 略	二～五 略
六 刀物類 刀物及びこれに類するもの（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類、学校その他の教育施設における学習に必要なもの及び日常生活において使用するものを除く。）をいう。	六 がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類を除く。	六 がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類を除く。
七～九 略	七～九 略	七～九 略
（販売等の自主規制）	（販売等の自主規制）	（販売等の自主規制）
第九条 略	第九条 略	第九条 略
2 がん具及びこれに類するもの（以下「がん具類」という。）の販売を業とする者は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該がん具類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。	2 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該がん具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。	2 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該がん具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。
一・二 略	一・二 略	一・二 略

	改 正 後	改 正 前
3	<p>刃物類の販売を業とする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。</p>	
2	<p>(自動販売機による販売の自主規制)</p> <p>第十条 図書等、がん具類又は刃物類の販売を業とする者は、図書等でその内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認められるもの、がん具類でその形状、構造若しくは機能が同条第二項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類を自動販売機によつて販売しないよう自主的に努めなければならない。</p>	<p>(自動販売機による販売の自主規制)</p> <p>第十条 図書等又はがん具刃物類の販売を業とする者は、図書等でその内容が前条第一項各号の一に該当すると認められるもの又はがん具刃物類でその形状、構造若しくは機能が同条第二項各号の一に該当すると認められるものを自動販売機によつて販売しないよう自主的に努めなければならない。</p>
2	<p>略</p>	<p>略</p>
(自主規制の指導等)		
第十一条 略		
2	<p>知事は、図書等でその内容が第九条第一項各号のいずれかに該当すると認められるもの、がん具類でその形状、構造若しくは機能が同条第二項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類が自動販売機によつて販売されている場合には、当該自動販売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な要請をることができる。</p>	<p>知事は、図書等でその内容が第九条第一項各号の一に該当すると認められるもの又はがん具刃物類でその形状、構造若しくは機能が同条第二項各号の一に該当すると認められるものが自動販売機によつて販売されている場合には、当該自動販売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な要請ができる。</p>
(有害図書等の指定及び販売等の制限)		
第十三条 略		
2	<p>書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であつて別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が十ページ以上又はその総ページの十分の一以上を占めるものは、</p>	<p>書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であつて別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの三分の一以上を占めるものは、</p>
(有害図書等の指定及び販売等の制限)		
第十三条 略		
2	<p>書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であつて別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が十ページ以上又はその総ページの十分の一以</p>	<p>書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であつて別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの三分の一以上を占めるものは、</p>

	改 正 後	改 正 前
3～6 略	上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。
3～6 略	（有害がん具類等の指定及び販売等の制限）	（有害がん具刃物類の指定及び販売等の制限）
	<p>第十四条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 知事は、刃物類の形状、構造又は機能が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることができその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該刃物類を青少年に有害な刃物類として指定することができる。</p> <p>3 がん具類又は刃物類の販売を業とする者は、第一項の規定により指定されたがん具類（以下「有害がん具類」という。）又は前項の規定により指定された刃物類（以下「有害刃物類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>4 何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害がん具類及び有害刃物類を所持させないようしなければならない。</p>	<p>第十四条 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 がん具刃物類の販売を業とする者は、前項の規定により指定されたがん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>3 何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害がん具刃物類を所持させないようにしなければならない。</p>

(指定の解除)

第十五条 知事は、第十二条第一項、第十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

(指定の解除)

第十五条 知事は、第十二条第一項、第十三条第一項又は前条第一項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

	改 正 後	改 正 前
	（図書等、がん具類又は刃物類自動販売機による設置届出等）	（図書等又はがん具刃物類自動販売機の設置届出等）
第十五条の二	自動販売機による図書等、がん具類又は刃物類の販売を業とする者（以下「自動販売業者」という。）は、自動販売機によつて販売を開始する前に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。	自動販売機による図書等又はがん具刃物類の販売を業とする者（以下「自動販売業者」という。）は、自動販売機によつて販売を開始する前に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
1 略	1 略	1 略
2 自動販売機管理者は、自動販売業者が第十六条第二項の規定による有害図書等、有害がん具類又は有害刃物類の撤去の措置を、自ら直ちにとることができない場合において、当該自動販売業者に代わつてその措置をとることができる者でなければならぬ。	2 自動販売機管理者は、自動販売業者が第十六条第二項の規定による有害図書等又は有害がん具刃物類の撤去の措置を、自ら直ちにとことができない場合において、当該自動販売業者に代わつてその措置をとることができるものでなければならない。	2 自動販売機管理者は、自動販売業者が第十六条第二項の規定による有害図書等又は有害がん具刃物類の撤去の措置を、自ら直ちにとることができない場合において、当該自動販売業者に代わつてその措置をとることができるものでなければならない。
3 略	3 略	3 略
4 知事は、自動販売業者が第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機に有害図書等、有害がん具類又は有害刃物類を収納しているときは、当該有害図書等、有害がん具類又は有害刃物類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。	4 知事は、自動販売業者が第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機に有害図書等又は有害がん具刃物類を収納しているときは、当該有害図書等又は有害がん具刃物類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。	4 知事は、自動販売業者が第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機に有害図書等又は有害がん具刃物類を収納しているときは、当該有害図書等又は有害がん具刃物類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

	改 正 後	改 正 前
	(インターネット利用環境の整備)	(インターネット利用環境の整備)
第十八条の四	保護者は、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年がインターネットを利用して、第九条第一項各号のいづれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。	何人も、青少年がインターネットを利用して、第九条第一項各号のいづれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。
2	インターネットを利用することができる端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。	インターネットを利用することができる端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。
3	略	略
4	前三項に規定する者以外の者は、青少年がインターネットを利用して、有害情報を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。	略
5	保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断力の育成が図られるように、教育及び啓発に努めなければならない。	略
(説明)		

	改 正 後	改 正 前
第二十六条 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急を要すると認めるとときは、この限りでない。	第二十六条 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急を要すると認めるとときは、この限りでない。	
一～三 略	一～三 略	
四 第十四条第一項又は第二項の規定による有害ながん具類又は有害な刃物類の指定をしようとするとき。	四 第十四条第一項の規定による有害ながん具刃物類の指定をしようとするとき。	
五～七 略	五～七 略	
2 略	2 略	
(指定等の告示)	(指定等の告示)	
第二十七条 知事は、第六条の規定による推奨、第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第二項の規定による指定又は第十五条の規定による指定の解除をするときは、その旨を告示するものとする。	第二十七条 知事は、第六条の規定による推奨、第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による指定又は第十五条の規定による指定の解除をするときは、その旨を告示するものとする。	
（立入調査等）	（立入調査等）	
第二十八条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。	第二十八条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。	
一～三 略	一～三 略	
四 がん具類又は刃物類の販売を業とする者の営業の場所	四 がん具刃物類の販売を業とする者の営業の場所	
五・六 略	五・六 略	
2～4 略	2～4 略	
(罰則)	(罰則)	
第三十一条 略	第三十一条 略	
2～4 略	2～4 略	
5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。	5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。	
一 第十二条第二項、第十三条第五項、第	一 第十二条第二項、第十三条第五項、第	

	改 正 後	改 正 前
十四条第三項、第十六条第一項若しくは 第二項又は第十六条の二第一項若しくは 第二項の規定に違反した者 二　略 6・7 略	十四条第二項、第十六条第一項若しくは 第二項又は第十六条の二第一項若しくは 第二項の規定に違反した者 二　略 6・7 略	十四条第三項、第十六条第一項若しくは 第二項又は第十六条の二第一項若しくは 第二項の規定に違反した者 二　略 6・7 略